

財務省告示第十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の 払込み
利付国庫債券（十年）（第二百五 十六回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債 券（十年）の借換えのため引 受け	額面金額で千億円	千一億七千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十二月二十二日	額面金額百円につき百円十七銭	年一・四パーセント	財務大臣は、払込金額に加え、 次の算式により算出した金額を 第十八号に規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十三 初期利子

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を払う。

十五 償還期限

平成二十五年十二月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 元利支

平成十五年十二月二十二日

十八 払込期日

平成十五年十二月二十二日